

久留米市公告第4号

久留米市北野総合支所電話交換機更新賃貸借業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年1月5日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 久留米市北野総合支所電話交換機更新賃貸借
- (2) 履行場所 北野総合支所（久留米市北野町中 3245 番地 3）
北野生涯学習センター（久留米市北野町中 273 番地 1）
北野総合支所西別館（久留米市北野町今山 564 番地 2）
久留米市本庁舎（久留米市城南町 15 番地 3）
- (3) 業務内容 別紙「久留米市北野総合支所電話交換機更新賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 契約方法 今回の契約は賃貸借契約（リース契約）を行うもので、売主指定のリース会社を介して契約を締結する場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。
- (5) 契約期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで。
ただし、物件納期は令和6年3月31日とする。
また、翌年度以降、この契約に関する予算について、当市の歳入歳出予算の金額が減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができるものとする。
- (6) 予定価格 135,630円（税込月額）
入札書比較価格 123,300円（税抜月額）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 久留米市競争入札参加資格(物品)を有するもので、「通信機器」を第1希望で登録していること。
- (7) 過去5年以内に官公庁にて電話交換機の新規設置、更新、保守、賃貸借のいずれかを行った実績があること。
- (8) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

3 契約条項を示す場所
事務局（16に記載）

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

ア 入札書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年1月29日（月）必着

(3) 提出先（宛先）

〒830-1192

久留米市北野町中3245番地3

久留米市北野総合支所地域振興課

(4) 郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札書の日付は、作成日を記入すること。

(6) 入札者は、リース料金及び保守に係る経費の一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提

出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。

(8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(9) 入札回数は、1回とする。

5 入札の辞退等

郵送により提出した入札参加資格確認申請書は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市北野総合支所地域振興課に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

6 入札説明会は実施しない

7 開札

(1) 日時：令和6年2月5日（月）10時

(2) 場所：北野総合支所201会議室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。（ただし、1業者1名）

希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。（最低立会い者を2名とする）

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

8 落札決定の取り消し

入札参加資格申請書の提出期限から開札の時点までの期間に、落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条の規定により免除。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額に12月を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当す

る場合は免除する。

1 0 議会の議決

不要

1 1 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

1 2 入札の中止等

不正な入札があると認めたとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1 3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

1 4 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

1 6 事務局

又は久留米市ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード先 久留米市ホームページ > 組織からさがす > 北野総合支所地域振興課 > お知らせ > 北野総合支所庁舎電話交換機更新賃貸借業者の募集について

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

- ・仕様書
- ・入札書（第1号様式）
- ・入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ・入札辞退届
- ・質問票

(2) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和6年1月15日（月）

② 受付場所：16 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和6年1月22日（月）までにEメール又はFAXで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札した者は、落札決定の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

1.5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1.6 問い合わせ先（事務局）

久留米市北野総合支所地域振興課

住所：〒830-1192 久留米市北野町中3245番地3

電話：0942-78-3551

FAX：0942-78-6482

メール：k-chiiki@city.kurume.lg.jp